

外国 ETFⁱ の売買単位の見直しに伴う
外国株券の売買単位に関する規則の一部改正について

平成 22 年 4 月 1 日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、外国株券の売買単位に関する規則の一部改正を行い、平成 22 年 4 月 5 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、外国 ETF の売買単位について、過度に低廉な投資単位とならないよう、100 口単位の売買単位を新設するなど、所要の見直しを行うものです。改正の概要は以下のとおりです。

I 改正概要

1. 外国 ETF の新規上場時の売買単位

外国 ETF の売買単位について、上場申請日の前 1 年間の外国の主たる金融商品取引所における終値平均の円換算価格が 500 円未満の銘柄は 100 口単位とします。

2. 外国 ETF の売買単位の変更

当取引所における最近 1 年間の終値平均が、次の各号に定める場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を当該各号に定める単位に変更するものとします。

- (1) 10 口単位銘柄又は 1 口単位銘柄の終値平均が 100 円未満の場合 100 口単位
- (2) 100 口単位銘柄の終値平均が 500 円以上 5,000 円未満の場合又は 1 口単位銘柄の終値平均が 100 円以上 1,000 円未満の場合 10 口単位
- (3) 100 口単位銘柄又は 10 口単位銘柄の終値平均が 5,000 円以上の場合 1 口単位

(備 考)

- ・外国株券の売買単位に関する規則第 2 条第 2 項
- ・外国株券の売買単位に関する規則第 3 条第 2 項

II 施行日

平成 22 年 4 月 5 日から施行します。

以 上

ⁱ 外国投資信託受益証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券（外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国受益証券発行信託の受益証券を信託財産とするものに限る。）及び外国受益証券発行信託の受益証券を総称して、「外国 ETF」といふこととします。